

IV 既に採択されている方へ

1. 平成26年度に継続が予定されている研究課題（以下、「継続研究課題」という。）の取扱いについて
継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません。（なお、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）また、原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題に応募することは認めませんが、研究種目により以下のような取扱いとなりますので御確認ください。

①特別推進研究

(1) 研究計画の大幅な変更を行おうとする場合

研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（25頁参照）と同様となりますので、確認してください。なお、研究計画調書の作成に当たり、審査希望分野については、採択時と同じ分野を選択してください。

また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成26年度以降の交付予定額を交付しないことがあります。

なお、研究計画の大幅な変更とは、具体的に①研究目的の変更・研究課題名の変更、②平成26年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更（調整金を使用した研究経費の年次計画の変更を除く。）、③研究経費の増額・減額、研究期間の短縮等をいい、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第二課へ相談してください（92頁「問い合わせ先」を参照してください。）。

②特別推進研究以外の研究種目

(1) 研究計画の大幅な変更を行おうとする場合

研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（25頁参照）と同様となりますので、確認してください（なお、継続研究課題の増額応募については、原則として認めません。また、科研費（基金分）、科研費（一部基金分）の助成金及び調整金を利用した科研費（補助金分）については、研究の必要に応じて研究経費の年次計画の変更を行うことが可能ですので、平成26年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更は、研究計画の大幅な変更には該当しません。）。

また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成26年度以降の交付予定額を交付しないことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第一課へ相談してください。（92頁「問い合わせ先」を参照してください。）

なお、継続研究課題について大幅な変更を行う場合でも、交付される研究費は、当初交付を予定されていた研究費から変わりません。

(2) 研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成した場合

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合（※）は、平成25年10月24日（木）（必着）までに当該研究課題完了届及び理由書（別冊 応募書類の様式・記入要領参照）を提出した上で、新しい研究課題に応募することができます。

なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査会において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成26年度以降の科研費の交付を求めることはできませんので注意してください。

※ 「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究（C）（一般）」から「基盤研究（B）（一般）」へ変更する場合などですが、「基盤研究（A）（一般）」から「基盤研究（A）（海外学術調査）」など、審査区分のみを変更する場合も含まれます。

2. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。